

令和5年度 勝浦市住宅用設備等脱炭素化 促進事業補助金のご案内

市では、家庭における地球温暖化対策の推進に加え、電力の強靱化を図るため、住宅用設備等を導入する方に対し、その経費の一部を補助します。

【注意】

定置用リチウムイオン蓄電システム、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車、V2H充放電設備の補助要件として、市への実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置（新設を含む。）されていることが条件となります。

【申請について】

- ・ 工事着工前に申請が必要です。
- ・ 令和6年3月11日（月）までに実績報告を行うことが条件となります。
- ・ 申請期間内でも予算がなくなり次第（先着順）、終了となります。

【受付場所】

市役所2階 生活環境課 環境保全係

【申請の条件等について】

(1) 補助対象となる設備及び補助金額

設備の種類	設備の要件 ※いずれも未使用品であること	補助金額
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	燃料電池ユニット並びに貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもののうち、一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録を受けているものであること。ただし、停電時自立運転機能を有するものに限る。	上限10万円
定置用リチウムイオン蓄電システム	リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）並びにインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもののうち、国が令和3年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。	上限7万円
電気自動車	<p>電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているもののうち、以下の要件を満たすもの。ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。</p> <p>(1) 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。</p> <p>(2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、市内の住所であること。</p> <p>(3) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。</p> <p>(4) 国が令和3年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車であること。</p>	<p>・住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合 上限15万円</p> <p>・住宅用太陽光発電設備を併設する場合 上限10万円</p>

プラグインハイブリッド自動車	<p>電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「ガソリン・電気」と記載されているもののうち、以下の要件を満たすもの。ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。</p> <p>(1) 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。</p> <p>(2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、市内の住所であること。</p> <p>(3) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。</p> <p>(4) 国が令和3年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているプラグインハイブリッド自動車であること。</p>	<p>・住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合 上限15万円</p> <p>・住宅用太陽光発電設備を併設する場合 上限10万円</p>
V2H充放電設備	電気自動車等と住宅の間で相互に電気を供給できる設備のうち、国が令和3年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。	補助対象経費 ×1/10 (上限25万円)

(2) 補助対象となる方

- 市内に住所を有する方。または、補助対象設備の設置完了時までに住民登録ができる方。
- 市税を滞納していない方。
- 自ら居住または居住を予定している市内の住宅に補助対象設備を設置する方。
- 申請される方が住宅の所有者ではない場合または共有者がいる場合は、全ての所有者または共有者の間で同意がとれている方。
- 定置用リチウムイオン蓄電システムを設置する住宅は、市への実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置されていること。
- 過去に同一の設備で補助金の交付を受けていないこと。
- 令和6年3月11日(月)までに実績報告書を提出できる方。**

※申請は必ず施工前に行い、交付決定通知を受け取ってから施工して下さい。施工後の申請は受け付けられません。また、住宅販売業者等から未使用の設備が予め設置された住宅を自ら居住するため購入しようとする場合は、住宅の引き渡しを受ける前までに申請をして下さい。

※補助金は補助対象設備の種類ごとに、一の住宅につき1回に限り交付します。

※戸建て住宅のみ対象となります。集合住宅に設置するものは対象なりません。

【補助対象となる経費】

- 家庭用燃料電池システム（エネファーム）
設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等）及び付属品（給湯器、リモコン等）の購入費、工事費（据付・配線・配管工事等）
- 定置用リチウムイオン蓄電システム
設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び付属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費、工事費（据付・配線工事等）
- 電気自動車
電気自動車本体の購入費
- プラグインハイブリッド自動車
プラグインハイブリッド自動車本体の購入費
- V2H充放電設備
V2H充放電設備本体の購入費

※いずれの設備も、消費税及び地方消費税相当額を控除した額（設置費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあってはさらに当該補助金の額を控除した額）が補助対象経費となります。なお、補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額となります。

【申請に必要な書類】

○交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて、生活環境課環境保全係へ提出してください。

※郵送による提出は受け付け出来ません。ただし、設置業者等代理人による提出は可能です。

	添付書類及び注意事項等
1	補助対象設備の概要（第1号様式別紙1）
2	補助対象設備の設置等に係る経費の内訳が記載された契約書又は注文書等の写し （補助対象設備の導入をリースで行う場合にあっては、リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類及びリース契約書の写し。） ※契約書に対象設備の経費の内訳の記載がない場合：契約書の写し＋内訳のわかる書類（見積書等）の写し。 ※国の補助金を併用する関係で、国の交付決定を待たなければ契約・発注できない場合：①見積書から経費の内訳が確認できること及び②国への申請書類（電子申請の場合、申請内容を印字したもの）が併せて提出されていることが満たされれば、交付申請時点では、見積書を契約書・発注書の代替の書類として扱う。ただし、工事完了後、申請者は実績報告書を提出する際に、経費の内訳が記載された契約書又は発注書の写しを提出し見積書の内容と同じであることを確認する。
3	貸与料金の算定根拠明細書（第1号様式別紙2） （補助対象設備の導入をリースで行う場合のみ。）

4	補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し ※エネファーム：燃料電池ユニットと貯湯ユニット、それぞれの仕様がわかるもの
5	補助対象設備の設置予定図面 （電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車を除く。） ※間取図等に設置場所を図示
6	補助対象設備の設置工事着工前の現況写真 （電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車を除く。） ※①住宅全体 ②補助対象設備の設置予定場所
7	市に納付すべき税の納税証明書 （市税に滞納のない証明書）
8	住宅の位置図 （住宅近辺の案内図）
9	<u>（住宅を第三者が所有する場合又は共有者がいる場合のみ）</u> 当該第三者又は共有者から設置の承諾を受けていることが確認できる書類（任意様式） ※第三者及び共有者には、同居の親族（配偶者等）を含みます。
10	<u>（対象設備の導入をリースで行う場合のみ）</u> リース事業者の登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）

【実績報告について】

○工事完了（省エネルギー設備等が設置された建売住宅を購入した場合は、引き渡し）後30日以内又は令和6年3月11日（月）のいずれか早い日までに、実績報告書（第6号様式）に次の書類を添えて、生活環境課生活環境係へ提出してください。

※郵送による提出は受け付け出来ません。ただし、設置業者等代理人による提出は可能です。

	添付書類及び注意事項等
1	補助対象設備の概要（第6号様式別紙）
2	補助対象設備の設置費等の支払いを証する書類・内訳書の写し （補助対象設備の導入をリースで行う場合を除く。） ※必ず内訳書を添付してください。
3	補助対象設備の設置状況が確認できる写真 （電気自動車等にあっては、①保管場所において撮影した写真、②車の全体、③車のナンバープレート） ※補助対象設備の設置状況がわかるもの
4	補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し （電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車を除く。） ※以下の①から③の書類の写しのいずれか一つ

	<p>①メーカー発行の保証書</p> <p>②メーカー発行の出荷証明書 メーカーによっては「納品書」という名称で発行されている場合があります。メーカーから販売店に設備が納品されていることを証明できるものがあれば、書類の名称は問いません。</p> <p>③メーカー発行の出荷検査成績書（検査日の記載があるもの）</p>
5	<p>補助対象設備が定置用リチウムイオン蓄電システムの場合は、補助対象設備を設置する住宅が第3条第1号に該当することを証する書類 ※例：売電明細（売電額ゼロでも可）、接続契約のご案内の写し、保証書の写し、特定契約締結に係る書類の写しのいずれか一つ</p>
6	<p>補助対象設備が電気自動車等の場合は、以下の書類</p> <p>ア 電気自動車等を購入する者が居住する住宅が第3条第2号アに該当することを証する書類（下記の①、②両方必要）</p> <p>①住宅用太陽光発電設備が設置されていることを証明するには ※例：売電明細（売電額ゼロでも可）、接続契約のご案内の写し、保証書の写し、特定契約締結に係る書類の写しのいずれか一つ</p> <p>②発電した電気を電気自動車等に給電できる証明については ※例：給電設備の保証書の写し又は給電設備の設置状況及び設置機器が確認できる写真</p> <p>イ 自動車検査証の写し（自動車検査証が電子化されている場合は、自動車検査証及び自動車検査証記録事項の写し）</p> <p>ウ 別表3において、住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、V2H充放電設備を設置していることを証する書類 ※例：V2H充放電設備の保証書の写し又は設置状況及び設置機器が確認出来る写真</p> <p>エ ローン購入でクレジット契約等により自動車検査証の所有者と使用者が異なる場合は、保管場所標章場所通知書の写し又は申請者が保険契約者である自動車保険証（任意保険）の写し</p>
7	<p>補助対象設備がV2H充放電設備の場合は、補助対象設備を設置する住宅が第3条第3号に該当することを証する書類（下記の①、②両方必要）</p> <p>①住宅用太陽光発電設備が設置されていることを証明するには ※例：売電明細（売電額ゼロでも可）、接続契約のご案内の写し、保証書の写し、特定契約締結に係る書類の写しのいずれか一つ</p> <p>②電気自動車等が導入されている証明については ※例：自動車検査証の写し（自動車検査証が電子化されている場合は、自動車検査証及び自動車検査証記録事項の写し）</p>
8	<p>住民票の写し ※3ヶ月以内に発行されたもの。申請者本人のもののみで可</p>
9	<p>その他市長が必要と認める書類</p>

【補助金交付請求について】

- 補助金確定通知受領後、速やかに補助金交付請求書（第8号様式）を提出してください。
- 確定された補助金は、請求書の受領後、申請者の指定した金融機関の口座へ振り込みます。

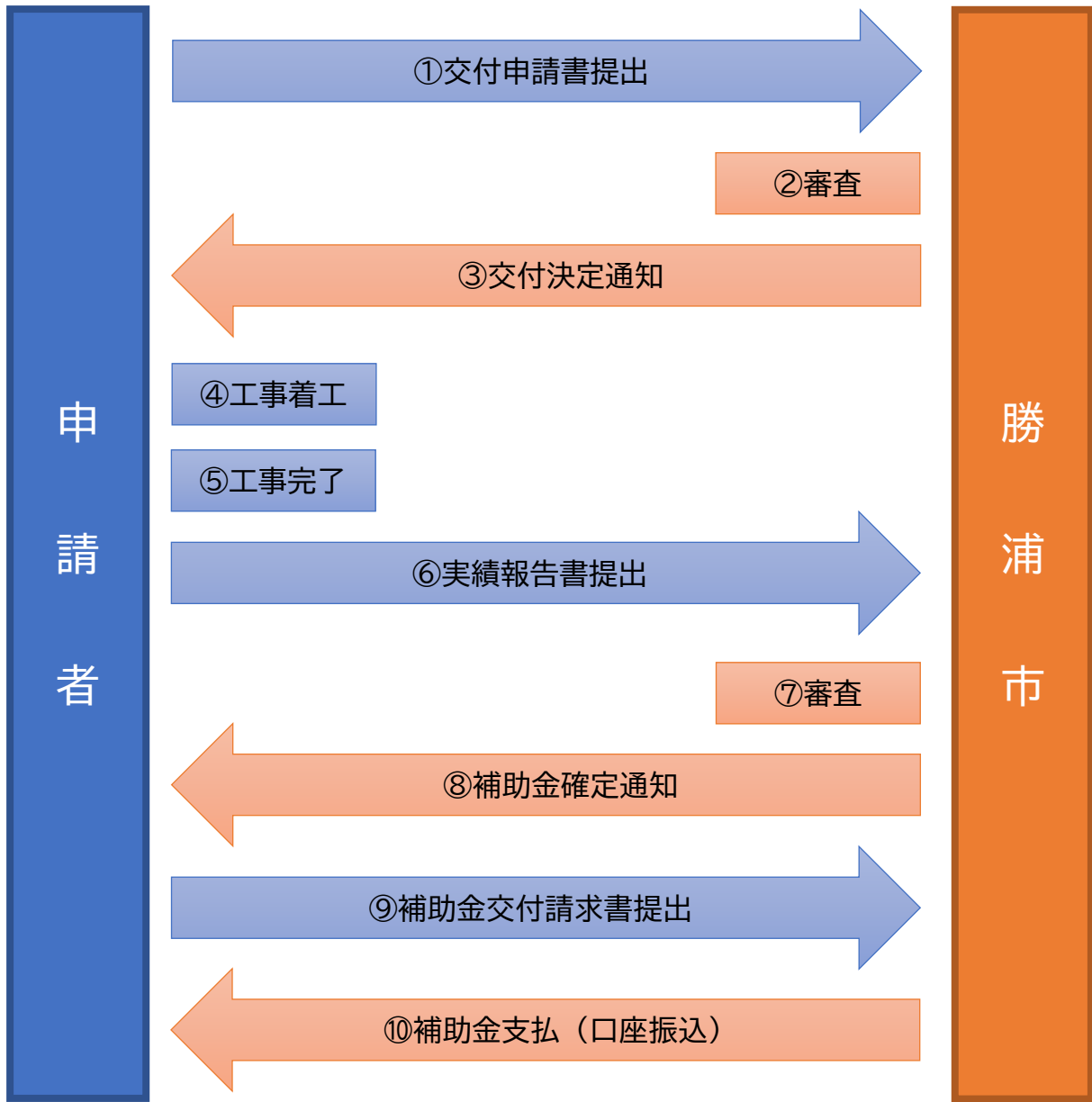
【その他】

1. 申請に係る書類は、工事契約書、領収書、補助金の振込先等、すべて申請者ご本人名義のものでお願いします。
2. 設置後、必要により使用状況等の報告をお願いする場合があります。また、市職員が状況確認のため、省エネルギー設備の設置場所へ赴くことがありますので、ご理解ご協力をお願いします。
3. 補助金の交付決定は、申請書類に不備が無い場合でも10日間程いただいております。（混雑状況等によっては、それ以上かかることもあります）。**補助金の交付を受けるには、施工前に交付決定が必要**ですので、日数に余裕を持った申請をお願いします。
4. 補助金の支払い（振り込み）までの期間は、請求書を受付後3～4週間程度いただいております。
5. **補助金の交付を受けて設置した省エネルギー設備等は、適正な管理をお願いいたします。**また、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数を経過するまでの間、この補助金の交付の目的に反しての使用、譲渡、交換、貸し付け、担保には出来ませんので予めご了承下さい。ただし、住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金処分承認申請書（第9号様式）により市長の承認を得た場合は除きます。
なお、市長の承認を得て財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を納付していただくことがあります。

【その他注意】

1. 名義…申請に係る書類は、契約書・領収書・補助金の振込先等、すべて申請者名義のものでお願いします。
2. 報告…設備設置後の効果等について報告をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。

【補助金交付手続きの流れ】



※ご不明な点は、下記までお問合せください。

〒299-5292
勝浦市新官 1343 番地の 1
勝浦市生活環境課環境保全係
電話：0470-73-6639（直通）